

練馬区文化芸術の振興に関する基本方針

平成17年(2005年)3月

練馬区

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 基本方針の策定にあたって | 1 |
| 1 策定の背景 | 1 |
| 2 基本方針の位置づけ | 1 |
| 文化芸術振興の基本理念 | 2 |
| 文化芸術振興の基本目標 | 3 |
| 1 文化芸術の創造と享受 | 3 |
| 2 文化の継承・発展 | 3 |
| 文化芸術振興の基本的考え方 | 3 |
| 1 区民主体の文化芸術振興 | 3 |
| 2 新たな協働の推進 | 4 |
| 3 区の役割 | 4 |
| 文化芸術振興のための基本的施策 | 4 |
| 1 鑑賞機会の充実 | 4 |
| 2 活動の場の充実 | 5 |
| 3 育成・支援等の充実 | 6 |
| 4 伝統文化の継承・発展 | 6 |
| 5 情報提供システムの整備 | 7 |
| 6 財団法人練馬区文化振興協会との連携強化 | 7 |
| 7 区内の大学などとの連携 | 8 |
| 8 協働体制の整備 | 9 |
| 推進体制の整備 | 9 |
| 1 区民などの声の反映 | 9 |
| 2 庁内体制の整備・充実 | 9 |
| 3 評価システムの運用 | 10 |

基本方針の策定にあたって

1. 策定の背景

文化芸術は、人々の創造性を育み、表現力を高めるとともに、心のつながりや相互理解を深め、心豊かな地域社会の形成と潤いのあるまちづくりに寄与する。

国は、国民の文化芸術に対する関心の高まりを受けて、平成 13 年 12 月「文化芸術振興基本法」を制定し、翌 14 年 12 月には、「文化芸術に関する基本的な方針について」を策定した。国は、この方針で、文化芸術は国民全体の社会的財産であるとの観点から、個人や民間企業・団体、地方公共団体、国などが、それぞれ自らが文化芸術の担い手であることを認識し、相互が連携協力して、社会全体でその振興を図っていく必要があるとしている。

他方、区では平成 16 年 5 月、日本大学芸術学部、武蔵大学、武蔵野音楽大学の研究者、美術、文化財保護などの専門家、公募区民の方々の 13 名からなる「練馬区文化芸術の振興に関する懇談会」を設置した。同懇談会では、今後の練馬区における文化芸術の振興について、その基本的方向性について検討を行い、同年 11 月に報告書をまとめた。

そこで、この懇談会報告を区の文化芸術振興の施策に反映し、区の文化芸術を振興していくうえでの基本的方向性を示すために、「練馬区文化芸術振興に関する基本方針」を策定する。

2. 基本方針の位置づけ

区民の文化芸術に対する関心や期待の高まりに応えていくためには、区が行う様々な文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進していく必要が

ある。

現在、区は文化芸術振興に関する施策について、さまざまな領域で計画的に展開している。区の施策の基本を定める長期総合計画の改訂を目前に控え、この基本方針は、区の文化芸術振興施策の基本となる方向を定めるものである。

その上で、文化芸術振興を推進するに当たっては、区だけでなく、区民、文化団体、地域団体、NPO 法人、企業など文化活動に関わる多様な主体と協働して推進していくことが必要であることから、区の文化芸術振興の基本的事項を規定する（仮称）練馬区文化芸術振興条例の制定を進めていく。

区の文化芸術振興は、この条例と基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進する。

文化芸術振興の基本理念

- 1 文化芸術は、日常的な楽しさや感動を通じて、生活にゆとりと潤いをもたらすことから、その振興を図ることにより、人々が心豊かな生活を送ることができ、住んでいてよかったと思えるまちの実現を目指す。
- 2 文化芸術は、人と人の相互理解や心のつながりを深めることから、その振興を図ることにより、人と人との心を通わせ、人々が互いに尊重し合いながら生活する、住みよいまちの実現を目指す。

文化芸術振興の基本目標

1. 文化芸術の創造と享受

区民一人ひとりが自主的・主体的に文化芸術活動に関わることができ
る環境づくりを進める。

子どもからおとなまで区民が文化芸術にふれる機会の充実を図る。

2. 文化の継承・発展

地域に伝承してきた伝統文化や生活文化、伝統芸能、文化財など地域の
文化を発掘・保存し、歴史・風土を反映した特色ある文化の継承・発展を
図る。

文化芸術振興の基本的考え方

1. 区民主体の文化芸術振興

文化芸術活動は、区民一人ひとりが担い手であり、多彩にかつ主体的に
行われることが重要である。

また、鑑賞者としてさまざまな文化芸術にふれることも文化芸術活動で
ある。

文化芸術の振興にあたっては、区民、文化団体などが行う文化芸術活動
の自主性や創造性を尊重し、その能力が十分に発揮できるようにすること
が基本である。

2. 新たな協働の推進

今日の文化芸術活動は、区民や文化団体、区だけでなく、地域団体、NPO 法人（特定非営利活動法人）、企業および区など多くの主体の活動に支えられている。

これからの文化芸術の振興には、区民、文化団体、地域団体、NPO 法人、企業および区など文化芸術活動にかかわる多様な主体がそれぞれの特性を活かし、連携・協働していくことが重要である。

3. 区の役割

文化芸術の振興を進めていく上で、区は、一人ひとりの区民の自主的・主体的な文化芸術活動への参加を支援するとともに、区民が文化芸術を享受するための環境づくりを進めていく役割を担っている。

また、文化芸術の振興が永続的に行われるよう、文化芸術にかかわる多様な主体がそれぞれの特性を活かし、文化芸術振興を図っていく仕組みを確立することも区の重要な役割である。

文化芸術振興のための基本的施策

区は、「文化芸術振興の基本的考え方」に基づき、文化芸術の振興を図るため、次の基本的施策を推進する。

1. 鑑賞機会の充実

区民が心豊かで潤いのある生活を送っていくためには、日常生活の中で、文化芸術を生活の一部として享受できる環境が不可欠である。

区民がさまざまな文化芸術にふれ、感動を味わう機会を増やすことによって、人々も集い、そのことが文化芸術の振興につながる。

また、文化芸術の振興には、芸術家の育成だけでなく、文化芸術を鑑賞する人を育てることも重要である。

区は、区民が文化芸術を鑑賞する機会の充実を図る。

《施策の方向》

- ・区民が身近な地域で文化芸術にふれる機会の充実
- ・子どもや青少年が文化芸術にふれる機会の充実

2. 活動の場の充実

区民や文化団体が自主的・主体的に活動を行い、その活動を継続していくためには、活動の場の確保が重要である。

特に、障害者や高齢者が行っている文化芸術活動に対して、発表の場を設けることは大切である。

また、区民が文化団体や区の実施する事業に参加しやすい環境を整え、参加機会の充実を図ることも必要である。

区は、区民や文化団体が活発に文化芸術活動を行えるよう、活動の場の充実を図る。

《施策の方向》

- ・文化イベントの開催など発表の場の確保
- ・区立施設の優先的利用など活動の場の充実

3. 育成・支援等の充実

さまざまな文化を継承、発展、創造していくためには、創造性豊かで意欲のある人材を育成することが重要である。

芸術家の育成だけでなく、文化芸術の振興を支える人材の育成も必要である。

また、地域に根ざした文化芸術活動を行っているアマチュアの文化団体や区民が主体的に行っている文化活動に対して経済的な面を含めた支援が求められている。

区は、区民、文化団体の文化芸術活動への支援を行うとともに、それを支える人材の育成を図る。

《施策の方向》

- ・区民や文化団体が行う事業に対する後援などの支援策の充実
- ・子どもや青少年の文化芸術活動への支援の充実
- ・文化芸術活動を支える人材の育成
- ・文化芸術振興に顕著な功績のあった個人・文化団体への顕彰制度の充実

4. 伝統文化の継承・発展

長い歴史の中で生まれ、継承されてきた有形・無形の文化財や生活などに根ざした文化的遺産は、将来の文化の発展の基礎となるものである。

地域に継承された伝統文化を再認識し、それを伝承する中で、地域への理解を深めていくことも必要である。

区は、地域に伝承してきた文化財、伝統芸能、伝統工芸や歴史的遺産を発掘・保存し、その継承・発展を図る。

《施策の方向》

- ・文化財保護の充実
- ・郷土資料の展示・公開の拡充と施設の整備
- ・伝統工芸・伝統芸能等の継承・発展

5. 情報提供システムの整備

文化芸術活動の促進には、文化芸術に関する情報の提供は重要な役割を果たしている。

区の実施する事業のほか、区内の芸術家、文化人、文化団体の活動状況などを区民が容易に情報を得ることができる環境づくりが重要である。

区は、区内の文化芸術に関する情報の提供システムを整備する。

《施策の方向》

- ・区の文化芸術事業や文化施設の情報の発信
- ・区民、文化団体が行う文化芸術活動の情報収集および発信
- ・区内の芸術家や文化人の情報収集および発信

6. 財団法人練馬区文化振興協会との連携強化

(財)練馬区文化振興協会は、区民文化の向上及び振興のための事業を行うとともに、区民の自主的な文化芸術活動の促進を図ることを目的にしている。

これまで、(財)練馬区文化振興協会は、昭和58年の設立以来、区民の文化芸術の鑑賞機会の充実、音楽分野での人材育成を中心に文化芸術の振興を図るため、さまざまな事業を展開してきた。

しかし、区民が求める文化芸術活動は多様化しており、(財)練馬区文化振興協会はこれまでの運営にとらわれない、新しい視点に立った事業展開が求められている。

区は、(財)練馬区文化振興協会とそれぞれの役割を明確にし、これまで以上に連携を強化して、文化芸術活動を展開していく。

《施策の方向》

- ・区民参加型事業など新たな事業に対する支援
- ・区と(財)練馬区文化振興協会との連絡会の設置

7. 区内の大学などとの連携

区内江古田駅周辺には、日本大学芸術学部、武蔵大学、武蔵野音楽大学の3校があり、これまでに多くの有為な人材を輩出している。

これらの大学には、豊富な人材とともに、資料、施設設備などが備わっており、区の文化芸術振興を進めていく上での貴重な財産である。

また、区が文化芸術振興を進めていくためには、若者が集まるまちであることも重要な要素である。

区は現在、日本大学芸術学部、武蔵大学、武蔵野音楽大学と協力してさまざまな事業を実施している。

今後、これら三大学や区内の高校などとの連携を深め、文化芸術の振興を推進する。

《施策の方向》

- ・日本大学芸術学部、武蔵大学、武蔵野音楽大学と区による連絡会の設置

- ・区内の大学や高校などと区による協働事業の実施

8. 協働体制の整備

文化芸術振興には、区だけでなく区民、文化団体、地域団体、NPO 法人、企業などがそれぞれの特性を活かし、協働して推進していくことが重要である。

区は、文化芸術活動に関わる多様な主体のネットワークの構築を図るとともに、さまざまな活動の主体が参加できる協働の仕組みづくりを進める。

《施策の方向》

- ・区民、文化団体、地域団体、NPO 法人、企業などのネットワークづくり
- ・文化芸術活動への応援体制の整備

推進体制の整備

1. 区民などの声の反映

これからの文化芸術の振興には、区民、文化団体、地域団体、文化人、NPO 法人、企業など多様な主体の活動を欠かすことはできない。

区の文化芸術振興を推進していくにあたっては、区民、文化団体、地域団体、文化人、NPO 法人、企業など文化芸術活動にかかわる方々の声を聴き、施策に反映させていく。

2. 庁内体制の整備・充実

区の文化芸術振興に関する施策は、区長部局と教育委員会でそれぞれ実

施している。また、(財)練馬区文化振興協会は、民間の団体として区からの助成を受け、主体的に文化芸術振興の事業を展開している。

今後、文化芸術の振興を効果的かつ計画的に推進していくためには、区長部局、教育委員会および(財)練馬区文化振興協会がそれぞれの役割を明確にした上で、連携していくことが重要である。

そのためには、文化芸術振興を進めるための庁内体制の明確化を図るとともに、(財)練馬区文化振興協会も含めた連絡体制の整備を進め、それぞれの役割に基づいた、施策を展開していくことが必要である。

3. 評価システムの運用

区では、時代の変化に迅速かつ的確に対応し、一層の行政改革と成果主義に基づく区民本意の行政経営を推進するために、平成14年度に「行政評価制度」を導入した。

行政評価制度は、行政活動が活動目的にあっているか、目的そのものが社会状況にあっているか、目的を達成するために有効な活動を行っているか、有効な活動が効率的に行われているかなどを特に重要な視点として評価するものである。

文化芸術振興施策を推進していく上でも、こうした評価システムを活用し、施策の達成状況および政策の実現手段としての有効性等を測る必要がある。

なお、文化芸術振興施策の評価にあたっては、事業の採算性や経済的効果だけでなく、文化芸術的視点に留意したものでなければならない。